

令和7年度第1回 静岡県環境審議会企画部会会議録

日 時	令和7年11月4日（火）午後1時55分から3時43分まで
場 所	県庁別館2階第1会議室D
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順） 井上隆夫、小野寺郷子、亀井暁子、五明玲子、齋藤寛、中川教子、 藤川格司、牧野正和（8名） 事務局（県側出席者） 佐藤くらし・環境部参事兼環境政策課長、大川井くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長、寺澤自然保護課長、浅見鳥獣保護管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、西尾廃棄物リサイクル課長、加茂生活環境課長、望月水資源課長、岩本盛土対策課長、櫻井経済産業部政策管理局産業政策課長、新居経済産業部産業革新局エネルギー政策課長、岩崎経済産業部森林・林業局森林整備課長、大杉交通基盤部政策管理局建設政策課主幹兼総括主査
議 事	（1）審議事項 「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について （2）報告事項 令和7年版環境白書（トピックス）の取組について
配布資料	【資料1-1】「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について 【資料1-2】「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について（概要） 【資料2-1】令和7年版環境白書（トピックス）の取組について 【資料2-2】令和7年版環境白書（トピックス）の取組について（概要）

1 議事

（1）審議事項

「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について

（2）報告事項

令和7年版環境白書（トピックス）の取組について

2 議事内容

（1）会議成立の確認

開会にあたり委員9名のうち8名の出席を確認。

環境審議会条例6条2項に基づき、会議成立。

（2）審議事項：「第4次静岡県環境基本計画」の進捗状況について

事務局より資料に基づき説明を行った。

（環境政策課長）審議事項1、環境基本計画の進捗状況につきましては、お配りいたしました資料1-1と、説明用のPowerPoint資料1-2がございますので、私からは1-2を中心にご説明をさせていただきます。投影もいたしておりますので、適宜ご参照ください。

資料の22ページをご覧いただきたいと思います。

まず、「第4次静岡県環境基本計画の概要」でございます。

この計画は、本県の環境政策の中長期的な大綱を定めたものといたしまして、令和4年3月に策定をいたしました。計画期間は令和4年度から9年間、令和12年までとなっております。5年を目途に中間見直しを行うということになっておりますので、来年がその中間見直しの年に当たります。

続いて23ページをご覧ください。

計画の将来像を実現するための施策展開でございますけれども、5本の柱を設けてございます。

1つ目は「脱炭素社会の構築」であります。これは、地球温暖化対策ですか気候変動への適応に対応するものであります。

2つ目に「循環型社会の構築」ということで、これは資源循環ですか自然循

環を促進するものということでございます。

それから3つ目に「良好な生活環境の確保」ということで、大気、水質、土壌といった生活環境に関することでございます。

それから、4つ目に「自然共生社会の構築」ということで、生物多様性ですか自然環境の保全に関することでございます。

5つ目は、1から4までの全てのベースになることでございますが、「環境と調和した社会の基盤づくり」ということで、環境と経済の好循環の実現ですか環境教育といったことになります。

以上の5本の柱で構成をしているものでございます。

次に、推進体制ですけれども、その5本の柱ごとに施策の効果を測る成果指標を全部で18本、それから施策の進捗を測る活動指標というものを計51本定めております。

これらの指標に沿いまして自己評価を行いましたものを、本日の環境審議会企画部会にお諮りをいたしまして、計画の進捗をご審議いただいております。

次に、24ページをご覧ください。

まず、指標の進捗の評価方法についてご説明をいたしますけれども、これまでと同様、「目標値以上」、「A」評価、「B」評価、「C」評価、そして「基準値以下」という5つの区分により評価を行ないます。

また、評価に当たりましては、基準値から2025年の中間目標値に対しまして、各年均等に推移した場合におけるその各年の数値を期待値という仮の数値で定めまして、その期待値との比較で評価をしているところであります。

例年、この期待値というのがどこに書いてあるか分からぬというご意見がございましたので、今年は参考数値として、この期待値も表の中に記載をしてございますので、適宜ご参照いただければと思います。

具体的な評価の基準は上段の表に記載のとおりでございまして、現状値が目標値を既に上回っているというものは「目標値以上」。それから、現状値が期待値の推移の+30%を超えて中間目標値までのものを「A」、それから現状値が期待値の推移の±30%の範囲のものを「B」、それから現状値が期待値の推移の-30%未満から基準値までのものを「C」、それから現状値がそもそも基準値を下回ってしまっているものを「基準値以下」というふうに示しております。

今年度の評価結果でありますけれども、下段の成果指標をご覧いただきたいと思いますが、18の成果指標のうち、「目標値以上」が7つ、それから期待値を30%を上回った「A」評価が0、期待値の±30%の範囲の「B」評価が7つ、それから期待値の30%以下の「C」評価が2つ、「基準値以下」が2つとなってございます。

私どもといたしましては、「B」までの評価は目標値に向けておおむね順調に推移しているというふうに考えておりますけれども、18項目のうち14項目が「B」以上で、割合としては全体の77.8%となっております。昨年との比較でいきますと、「B」以上は昨年も14でございましたので、全体としては昨年と同水準を保っていると総括できると思います。

続いて、活動指標の進捗でございますけれども、こちらは全51項目のうち、「目標値以上」が22、「A」評価が0、「B」評価が18、それから「C」評価が5、「基準値以下」が6となってございます。同じく「B」以上は40項目でございまして、割合としては全体の78.4%でございます。昨年との比較でいきますと、「C」が1つ減りまして「基準値以下」が1つ増えましたけれども、「B」以上はやはり昨年と同じ40でございましたので、こちらも昨年と同水準で推移していると総括できると思っております。

続いて、25ページをご覧ください。

スライドの7番になりますけれども、上段の表でございます。

ここからは、5つの柱ごとに分野別に成果指標の進捗などをご説明いたします。

まず、「脱炭素社会の構築」についてであります。

一番最初の温室効果ガスの排出状況は、直近の2022年度の速報値になりますけれども、基準年度の2013年度と比べまして-21.2%となりました。これは、本当はもっと減っていてもおかしくないんですけども、この2022年度というのは、新型コロナウイルスの影響を受けた年でありますし、行動制限がこの年解除をされまして、経済活動が活発に再開されたということの反動によりまして、削減率が若干鈍化したという形になっております。

また、エネルギー消費量の削減率につきましても、同様の理由で-13.6%ということで、こちらもやや削減率が鈍化した結果になっています。

それから、再エネの導入量と導入率につきましては、2024年度の値がまだ公表されておりませんので、2023年度が直近の値ということでお示しをしておりますけれども、いずれも前年度よりは増加をしております。

それから森林整備面積につきましては、台風や大雨が毎年のように出ておりまして、整備地までの林道等が被災したということで、計画していた森林整備に遅れが生じまして、「基準値以下」という結果になってございます。

それから、一番下の「木材生産量」につきましても、これは再造林の採算性とか、あるいはシカが苗木を食べてしまうということがありまして、そういった食害への懸念から、森林の所有者が主伐を控えたために、こちらも基準値を下回る結果となっております。

それから、今後の主な施策展開でありますけれども、省エネ診断ですとか省エネ設備の導入補助をはじめ、建築物のZEB化への支援など、中小企業の脱炭素化に引き続き注力していきたいと考えております。

また、各家庭や事業所への太陽光発電設備の導入促進ですとか、森林の適正な整備・保全にも取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、26ページをご覧ください。

「循環型社会の構築」であります。

こちらは、3つ指標がありますけれども、いずれも最新で判明している2023年度の値になりますけれども、「1人1日当たりの一般廃棄物排出量」につきましては、新型コロナウイルスの巣ごもりの影響がございまして家庭ごみが増えるかもしれないということが予想されていたんですけども、807g／人日ということで大幅に減少しております。これは、店頭回収などのごみの分別回収が進んだことによりまして、生活系の一般廃棄物が前年に比べて減少したということに起因していると思われます。

それから、「1人1日当たりの一般廃棄物最終処分量」につきましても、一般廃棄物排出量の減少に伴い減少いたしまして、目標値を上回る35g／人日ということになりました。

一方、「産業廃棄物最終処分量」につきましては、目標値の22万9,000tを若干下回る22万8,000tということになりました。これは昨年度の処分量を若干下回っておりますけれども、これは排出量の56%を汚泥が占めておりまして、その再生

利用量が増加したということが要因と考えられます。

今後の施策といたしましては、食品ロスの削減など、廃棄物の減量化に向けた県民への啓発ですとか、排出事業者等に対する研修会の開催、あるいは不法投棄の撲滅に向けたパトロールや立入検査等の強化に引き続き取り組んでまいります。

次に、3の「良好な生活環境の確保」でございます。

まず最初の「地下水条例対象地域のうち、適正揚水量を確保している地域数」につきましては、条例による地下水採取の規制に取り組んだ結果、5地域を維持いたしました。

それから、「水質が改善した河川数」につきましては、事業場等の立入検査によります排水基準遵守の指導、あるいは生活排水対策等によりまして水質改善を進めた結果、5河川の水域類型を見直しまして、計14河川ということになりました。

今後の施策といたしましては、地下水位などの観測や採取量の把握によりまして地下水の持続的な利用保全を図ると同時に、健全な水循環の保全について、緊急性の高い圏域から順次流域水循環計画というものを策定しております、同計画に基づきまして、この水循環計画の施策を推進してまいります。

また、地下水の取水基準の見直しにつきましても、去る9月の当審議会におきまして諮問がなされまして、現在既に議論がスタートしているということでございます。

あわせまして、水質の汚濁でありますとか大気汚染の発生源となる事業場に對しましては、立入検査や指導を継続して実施してまいります。

続いて、27ページをご覧ください。

4の「自然共生社会の構築」であります。

1つ目の「県内の野生生物の絶滅種数」。これは昨年同様0種でございました。

次の「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーの委嘱数」につきましては、7つの学校で希少な高山植物の種子の増殖に取り組んでおります。

また、令和5年度に創設いたしました「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度」につきまして、新たに三島のグランドワーク三島・加和太建設さんと協定を締結したことによりまして、委嘱数は合計で9件ということに

なりました。

それから、3つ目の「伊豆・富士地域ニホンジカ推定生息頭数」につきましては、前年度から減少いたしまして3万2,700頭となりましたけれども、依然として高水準でありますことから、計画的に生息頭数の削減に取り組む必要があるというふうに考えております。

そのほか、「森づくり県民大作戦参加者数」「地域の緑化活動団体数」とも前年から上昇しております。

今後の主な施策展開でございますけれども、指定種の保護方針の検討でありますとか、ICTを活用したニホンジカの効果的な捕獲の実施、あるいは担い手の育成、また富士山登山者へのマナーの啓発、あるいは「南アルプスモデル」の構築の実現に向けた、関係者と連携した取組等を重点的に推進してまいります。

また、緑化活動の担い手を拡充するために、企業さんに対しまして、緑化を通じた脱炭素の取組事例を発信するなどの普及啓発を行ってまいります。

最後に、28ページをご覧ください。

5番目の「環境と調和した社会の基盤づくり」であります。

総合計画の指標の変更に合わせて見直しを行いました、1つ目の「新たに環境経営に関する制度に参加し取り組む事業者数」につきましては、温室効果ガス排出削減計画書の提出事業者数が大幅に増加したことなどを受けまして、これは「目標値以上」ということになりました。

これは、金融機関との連携というものを最近進めておりまして、この削減計画書の作成企業が大幅に伸びていることによるものでございますけれども、目標を大幅に上回っていることもありますので、この指標についても、来年の基本計画の中間見直しの中で目標数値を変更するということにしております。

それから、2つ目の「環境保全活動を実践している若者世代の割合」ですけれども、これは割合が77.7%ということで目標値を若干下回る結果となりました。これは、県政世論調査に基づく結果でございますけれども、若者世代の割合が全体と比べてもやや低いということで、若者の環境教育に一層力を入れていかなくてはいけないと認識しているところでございます。

今後の施策といたしましては、企業向けのセミナーでの環境マネジメント制度の普及などを通じまして環境経営の参加企業の増加を図ると同時に、環境学習ポ

ータルサイト「ふじのくに環境ラボ」の活用を通じまして、若者世代の意識向上等に努めてまいりたいと思っております。

私からの説明は以上になります。どうぞご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(部会長) ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問を伺いたいと思います。ご意見はございますでしょうか。

(委員) お世話になります。2つの項目でちょっと教えていただければと思います。

まず、本編の資料の7ページの(1)の「脱炭素社会の構築」。この指標の2つ、「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」。それともう1つ、「木材生産量」については「基準値以下」という形の中で動いているかと思います。

私も、この森林の整備面積を増やしたり木材生産量を増やすというのはなかなか厳しいなというふうに感じているところなんですが、実際このあたりの取組なんですが、今後これを改善するような新しい取組は今考えられているのかということと、もしなかなか難しいということであれば、目標値自体が高いんじゃないかなという考え方もありますので、このあたり、どうお考えになられているかというのが1つの点になります。

もう1点が、10ページの(2)の「循環型社会の構築」に関してなんですけれども、こちらのほうに、特に記述という形の中で記載はされていないんですけども、やはりこの頃太陽光パネルの話題が結構出ているようなところがございまして、国のほうでもリサイクル法が、見送られたというところがあるかと思います。今後太陽光を進めていくと、このパネルの廃棄はこれから多く出てくるということもございまして、このあたり、今リサイクルするより埋立てしたほうが安いという現状を考えますと、全て埋立てに行ってしまう可能性も考えられると。

そういう中で、今の静岡県の現状とともに、たしか研究会もつくられておられるかと思いますので、その研究会でどういうことをお考えになられているのか。この2点を教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(部会長) 森林整備課長、よろしくお願ひします。

（森林整備課長）今お話のありました森林整備事業関係につきましてです。「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」並びに「木材生産量」。こちらのほうの目標値等々の展開、今後の進め方ということで、少しご回答させていただければと思っております。

「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」というのは、先ほど、林道等の整備地までの道路等が被災したことが主な要因になっているとお伝えさせていただいたかと思います。令和6年は、6月の大雨をはじめとして、東・中・西全域にかけまして145件ほどの林道災害が発生していると。その中で、管理主体の市町におかれましては、その迅速な復旧を行なっているところでございます。通行までに時間を要してしまった関係で、この指標のほうの森林整備の大半を占めます間伐というものが遅れてしまったところが大きいところとなっております。間伐等の推進に当たりましては、今後も市町とも連携をしながら、基盤である林道の復旧、壊れにくい林道づくり、基盤づくりにも力を入れていきながら、目標に掲げた数字を着実に達成していくような取組をしたいと考えております。

もう1点、「木材生産量」につきましては、長引きます住宅需要の低迷に伴いまして、製材工場の減産でありますとか一部の林業経営体の生産調整等が影響いたしまして、目標を達成することができませんでした。この目標を達成させるためには、製材、合板、木材チップの各用途の需要変動に対応可能な供給体制の整備を進めていく必要があると考えております。そのような取組を通じまして、さらなる木材生産量の拡大に努めていきたいと考えております。

以上となります。

（部会長）ありがとうございます。あともう1点は廃棄物リサイクル課長、よろしくお願ひします。

（廃棄物リサイクル課長）廃棄物リサイクル課です。それでは、太陽光パネルの法制化の現状ですとか県内での状況について、ご説明いたします。

今委員ご指摘のとおり、実は太陽光パネルのリサイクルの義務化について、昨年、法案提出ぎりぎりまで行って、内閣法制局で止められてしまったということで、今法案提出がかなり難しい状況になっているのはご承知のとおりです。

この理由が、いわゆるパネルの費用負担というか、廃棄費用を誰が負担するの

かということで、廃棄物でよくある、例えば自動車リサイクル法ですとか家電リサイクル法って、我々が車を買うとき、あるいは洗濯機を買うときに、そのリサイクル費用といって、自動車屋さんとか電化製品屋さんから何千円かリサイクル費用を上乗せで請求されて、要は利用者というか所有者が負担している法制度が多いんですけれども、そうした中、今回目指していたのは、製造業者であるとか、あるいは今太陽光パネルはほとんどが中国製ということもあって、その輸入業者さんに負担させるスキームで、ヨーロッパでよくあるような、いわゆる製造者責任みたいなもので賦課させようとした制度で、しかもなおかつ、今回これから問題になる、大量廃棄が起こる太陽光パネルというのは、過去に、特にFITが出てきた10年以上前になりますけど、そのときに大量に配置された太陽光パネルの廃棄の責任というか、その費用を今の製造業者さんに負担させるというスキームだったもので、それはいろいろ反発もあったりとか、「これはちょっと制度的に無理なんじゃないか」とかということで、今止まっているという状況でございます。これらについて結局誰が費用負担するのかというのは、まだ国のほうでも検討しているという状況でございまして、ちょっと先の見えない状況でございます。

こうした中、我々のほうでは、今後、2030年代の中頃に大量発生すると思われる太陽光パネルの廃棄物に関して準備をしていこうということで、太陽光パネルのリサイクル研究会というものを今年度立ち上げたところでございます。第1回は、まずは勉強会ということで、先ほどの国の方に来ていただいて太陽光パネルのリサイクル制度の今後の予定の説明会をしてもらったんですが、それが流れてしまったということで、今後どうしていこうかということで、我々も今ちょっと困っているというところでございます。

もう一方は、先ほど委員がおっしゃっていましたけど、太陽光パネルは、結局は再利用するとコストがかかって、最終処分場に直行させたほうが安いという現状があって、なかなかリサイクルが進まないということもございまして、そういう中で、リサイクルの流れ、あるいは我々の一番懸念する、不法投棄につながるとかといったことにならないよう、いわゆる発電業者さんとか製造業者さん、それから廃棄物の処理業者さん、いろいろ含めて皆さん一体となって研究会をして、まだまだ大量発生は先なんですけれども、ただ急にそういうのを立ち上げる

のは難しいので、アイドリングといいますか、まずは顔つなぎを今のうちからしつかりしておくという姿勢で今のところ臨んでいるという状況であります。

以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。お願いします。

(委員) どうもありがとうございます。

今と同じような質問なんですけれども、先ほどの森林整備面積。このそもそもの定義がちょっとよく分からんんですけれども、減ったということは、少なくなっているわけですから、どこか整備ができなかつたということなのか、あるいは説明では「水害があつて道がうまく通れなかつたからできなかつた」とおっしゃっているんですけども、そもそもあったものが土砂崩れによって森林面積が減ってしまったのか、そもそも定義がちょっと分からないので、ここを教えていただきたいです。

(部会長) それでは森林整備課長、お願いします。

(森林整備課長) ご質問ありがとうございます。

そもそも減ったというか、静岡県内の民有林における森林整備の面積というの、主には間伐等の森林整備の事業。また、主伐・再造林を行なって植え替えるというような面積が集計されております。もともと計画地はあるんですけども、そこまで到達する路網が被災を受けてそこまでに到達ができない、計画を後ろ倒しにしなければならないというような事態が発生しているところで、もともと計画をしていた面積に到達できなかつたというような形になっております。

(委員) 伐採して植え替えをしなければいけないところができなかつたということですか。

(森林整備課長) そうですね、はい。

(委員) それと、2つ目の「木材生産量」とも多分関連すると思うんですけど、伐採が進まなかつたというお話ですけれども、どういう関係なんですか。伐採ができなかつたら減らないんじやないですか。伐採をしたけれども植林ができなくて減ったなら分かるんですけど、伐採もできないのに何で減っちゃつたのかなというのがなかなか分からんんですけど。

(森林整備課長) 主伐した量自体も減っているということになります。これは、

やはり木材需要の低迷ということで、山側の切り手のほうが伐採を控えてしまったというようなところ。あとは、地主さんのほうの主伐・再造林に係る今後の保育費用、今後植え替えていくというような再造林経費。そこにも懸念があるというような中で、なかなか地主さんとの折衝がうまくいかなかったというところで、切り控えが発生したというような事案が発生している関係で、全体的な主伐の面積も減っているという形になっております。

(委員) 木材を生産していく中で、輸入も結構あると思います。県産の木材を使ってほしいというのはもちろん分かるんですけれども、価格を考えたら輸入建材のほうが安いということになってしまふと、なかなか県の材木は売れないとね。この辺のバランスというのはどんなふうになっているんでしょう。

(森林整備課長) そうですね。県産材は我々のほうでも推進しております。県産材の需給率を高めるということで、国産材をうまく使っていくためには、先ほども少しお話しした、流通から買い手側も含めまして、いろんな調整をしながら、県内にも大型合板工場を造るなどして、需要拡大に努めているところではあります。国産材以外というところでいろいろあろうかと思いますけれども、今はそのような形を取りながら県産材需要の拡大に努めているところであります。

(委員) もう1つ、やっぱり林業をやられている方が減っているというような状況だと思うんですね。林業をやる方を増やす手段というか、そういう方法みたいなことは何かお考えなんでしょうか。

(森林整備課長) 人材育成にももちろん力を入れております。森林技術者の確保ということで、若い方たちに林業界に来ていただくということにも力を入れているところであります。就業選択時におきまして、高校生を対象とした出前講座等を県でも実施しております。あとは関係団体とも、就業相談会、現場見学会の開催など、県内でもそのような活動をしまして森林技術者の育成を図っているところでございます。

(委員) いろいろ難しいと思うんですけども、後継者を育てていくという場合は、どうしても今の若者は、多分収入がどのぐらいなのかというところをものすごく気にすると思いますので、ある程度の収入が確保できるんだという魅力をうまく伝えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

(森林整備課長) ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。以上です。

(部会長) ありがとうございました。

ほかに、ご意見、ご質問のある方はお願いいいたします。

(委員) お2人の委員がおっしゃったみたいに、やっぱり「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」と、「木材生産量」が「基準値以下」、目標値以下なので心配だということなんですけど、たしか育成経営体を指名されたりして、林業に関わる人たちの支援等をされていると思います。そういうようなところで、林業経営体の生産調整等というのが、切り控えがあって、結局そこが需要がないと。でも、需要がないなら需要をつくるしかないんだろうし、せっかく育成経営体をつくって経営をしていく。その中には企業の方とかいろいろ入っていますよね。組合があって、いろんなところを関連させてやられようとしている中で、何か具体的な成果とか、そこからどう発展していくのかというのがもうちょっと見えると。「やります」って書いてあるけど「基準値以下」なので、何かこのままでいいのかなというふうに委員の方もご心配になっているのかなと思うので、具体的なところをもうちょっと示していただきたいなというふうに思いました。

それとあわせて、鳥獣害の被害がやっぱり大きい。農業系もそうですけれども、その辺の問題と、あと水害が激甚化して多発化していて、森林もそうですし、河川もいろんな被害がたくさんあることで、環境の計画が、被災によってうまくいかないことが常習化しているというか、このところの地球温暖化の影響だと思いますが、そういうところも加味すると、少しその辺を考えた林道の強靱化。そうは言っても、できることは限られているような気がする。お金もかかりそうだし、森がたくさんある静岡県の中では、目標をある程度絞ってやっていかないと難しいんじゃないかというようなこともすごく思うので、その辺をもう少し具体的に示していただけないと、何か本当に目標を達成できるのかなというふうに心配になります。お願ひします。

(森林整備課長) 今ご指摘ありましたとおり、利用の具体的な取組をもう少し絞りながらというのは非常に貴重なご意見だったと思っております。

今まで、林道が被災してというところもありました。林道の強靱化は、限られたところというのはあるかもしれないですが、そういうところに目を向け

るのもそうですし、やはり生産された木材がどのように活用されていくかというところもしっかりと視野に入れながら、その供給の体制というのも確保した上で取り組んでいきたいというふうに考えております。

（委員）お願ひします。

（部会長）ありがとうございます。 それではお願ひします。

（委員）同じ項目で恐縮ですが、木材生産量に関し、住宅需要の縮退を挙げられておられますか、こここの分野の需要をフォローしていきたいというお考えがあれば伺いたいと思います。また8ページで、「加工施設の整備等をやっていきますよ」というお話で、建築分野で、以前に比べると認証工場が随分増えて県産材が使いやすくなつたという実感がありますが、今後も認証工場等を補強していくお考えがもしあれば伺いたいと思います。

また、17ページ、18ページで、「ふじのくに環境ラボ」の利用促進で県内の環境教育を推進するということで、若者世代もターゲットとしているところですが、随分小さい世代から一般までターゲットになっているようですが、この周知方法についてお考えがもしあれば教えていただきたい。この2点になります。お願ひします。

（部会長）ありがとうございました。

今2点ご質問をいただいたんですが、まずは森林整備課長のほうから。

（森林整備課長）先にですね、認証工場？

（委員）認証工場が以前は県内に少なく、使いたくても使えないという話を結構聞いていました。

（森林整備課長） 認証材の加工体制の強化というところで、力を入れているところであります。住宅の関係の低迷というのもありますし、1つ、県産材の製材加工体制の強化としまして、製材加工工場における施設整備であるとかJASの認証取得などをしているところでございます。

県産材製品の利用拡大というところでは、県産材を使った住宅の新築・リフォーム、非住宅建築物の木造・木質化にも支援をしているところであります。住宅や非住宅建築物での県産材、森林認証利用を促進するためにも、このような取組をしているところであります。

また、県産材を利用しました非住宅建築物の木造設計に取り組む設計者も支援

をするというような取組をしているところでございます。

(部会長) ありがとうございます。

「環境と調和した社会の基盤づくり」に関することが 2 点目だと思います。環境政策課長、お願ひします。

(環境政策課長) 「ふじのくに環境ラボ」の周知の関係でございますが、この「ふじのくに環境ラボ」なんですけれども、主に小・中学生を対象とした環境教育のための総合ホームページということで、令和 5 年の 3 月にリニューアルオープンしたサイトでございます。これはもともとプロトタイプがありまして、年間のページヒット数が多くなかったんですけども、このラボが開設してから約 13 倍ぐらいに膨れ上がっていまして、結構見てもらっているという実感があります。これは、リニューアルの中で、やっぱり子供たちに楽しんで見てもらおうということで、動画とかクイズとかというのをふんだんに入れまして、かなり見やすいページにしたということがございます。

最近では、これをたくさん的人に見ていただくためにどういった形が一番いいんだろうかということで、やっぱり教育の現場で使ってもらいたいということで、教育委員会にお願いをしまして営業をかけています。具体的に言いますと、教育委員会の学校の先生の研修施設であります「あすなろ」というのが掛川にありますけれども、あそこの理科の先生の研修に我々が出かけていきまして、そこで「ふじのくに環境ラボ」を「ぜひ使ってください」ということでお願ひをしましたところ、一昨年、小山町の小学校でしたけれども、この「ふじのくに環境ラボ」を使って学年で環境新聞を作ってその発表会を行ってもらったという事例も出てきていまして、少しずつ子供たちにも使ってもらえるようになってきましたので、引き続き、教育委員会とよく連携をしながらこれを広めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

(委員) ありがとうございます。

(部会長) ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。お願ひいたします。

(委員) 26 ページの 3 の「良好な生活環境の確保」というところで、ちょっと説明を補充してもらいたいなと思っております。

「地下水位などの観測や採取量の把握」というように単純に書かれているんですが、本文でいきますと、12ページのほうの「主な取組」の「地下水の現状を把握し」というところで、特に注目したいのは、一級水準測量による地盤沈下調査ということをやっておられるんですが、これだけじゃなくて、たしか衛星画像を使って解析をやっていたと思うんですよ。その辺も合わせてちょっと補足をしてもらいたい。それと、これがうまく出ているのであればトピックスのほうに載っけてもらいたいということです。お願いします。

（部会長）それでは水資源課長、よろしくお願いします。

（水資源課長）地下水位の観測についてでございます。

委員がおっしゃっていたとおり、地盤沈下に関しましては、基本的には一級水準測量で、昔ながらの測量の手法で実施しているのが基本的なやり方なんですけれども、国のはうでも、衛星を使ってもうちょっと簡易にできないかということで、そういった指針がございまして、それに基づいて衛星による調査も実施いたしました。ただ、この衛星による調査をやりますと予算的にも結構かかるものですから、ある程度広いところをまとめてやらないとならないということで、なかなか年間の予算が限られた中で、まとめてどんと使うのが難しいというのも1つ問題としてございます。

一応そこでやった中で、ある程度の高さの精度が出ることは分かったんですけれども、実際に一級水準測量でやったものと差異はないかどうかというところの確認というのが、同じときに両方の調査をやらないと、なかなか比べられないという実態もございます。おおむねそこについては問題ないとは考えているんですけども、やはり費用の面で、なかなか毎年毎年続けてやっていくのは難しいというところで、どちらが有利なのか、どちらを使ってこれから調査をやっていくのかというのは、今まだ検討している段階でございます。

また国のはうも、そういったことで、一級水準でやっていくのか、衛星の新技術を使ってやるのかというところも、特にまだ検討している段階でございます。我々も国に呼ばれて、その検討の会議に出席させていただいているんですけども、これからそこの地盤沈下の計測の方法については、国のはうも何かしらの指針を出してくると思いますので、それに基づいて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員) 面的に見られるので、ぜひこれをやってもらいたい。ちょっとぐらいお金出してください。

以上です。

(部会長) ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。よろしくお願ひします。

(委員) 何度もすみません。

先ほど委員がおっしゃっていた若者の環境教育のためのあれなんですけど、私も「ふじのくに環境ラボ」を見まして、なかなか使いやすいし、いい内容だなと思いました、よかったですけど、「探QラボShizuoka」というのもつくられていますよね。学校と企業との協働に資するオンラインプラットフォームというのをつくられているんですけど、これはあまり情報がないというか、せっかく協働でやられているので、もう少し、学校の情報とかをもうちょっと載せて連携を強くしていただけるともっといいなというふうに思いました。それと、若者の参加の情報。最後のデータでしたけど、あれは元データがあるのであれなんですが、「若者」と一言で言っても、小・中学生向けの「環境ラボ」もあれば、大学生とかと連携するような事業もあったりとか、普通に町内会で、昔いう子供会とか青年会の皆さんのが何か活動したりとか、いろんな意味で、どんな人を「若者」と言っているのかなというのをすごく感じて。

今一番いろんな活動で思うのは、世代間の断絶というか、世代ごととか市民の人だけがというような感じで、なかなか連携ができないというところがすごく大きくて、特に環境の問題というのはいろんな人がつながることがものすごく重要なだと考えると、そういう意味の連携とか協働をしているような情報提供がすごく重要なだなというふうに思うので、さっきのラボの話と、「若者」の定義みたいところのターゲットを明確にしながら、またどことどこをつなげていけばいいかというようなところがもう少し見えるといいなということ。

あと、この内容と直接は関係ないんですけど、「自然共生社会の構築」のところでいうと、今クマの問題がすごくあって、ツキノワグマも、この10月になって目撃情報がものすごくたくさん静岡県内でも上がっているので、決して自然共生

の中で全然触れなくていい問題ではないような気がすごくしていることと、あとさっき言った地球温暖化のところで、風水害の被害が大きくなっていることに関連して、交通基盤部では流域治水を進めておられるんですけど、そういう言葉も入れていただけるといいんじゃないかなという気がするので、環境基本計画の中に、そういう流域の、川だけでなく、海だけでなく、雨が降る全ての地域で守っていくという考え方の下にやっていくというようなところをどこかに記載していただきたいというのが希望です。

以上です。

(部会長) ありがとうございます。

多岐にわたる質問ですので、順にお答えいただければと思います。

(環境政策課長) 先にご質問いただきました若者世代の関係ですけど、この定義なんですが、統計上は30代以下の人間に聞いた数字を取っております。

これが大変深刻なのが、全体の平均よりも、この30代以下の方の割合というのが10%以上低いという結果が出ておりまして、これは静岡県だけではなくて、内閣府の世論調査も同じようなことをやっているんですけども、やっぱり数字が低いんですね。これは日本全体の傾向なのかもしれません、この若者世代の対策というのは非常に重要なふうに思っています。

ここをどうしていくかということでございますけれども、委員おっしゃるように、やはり全世代的にやっていくことが非常に重要で、今までこの環境教育というのは、どうしても学校教育に取り入れてもらうというのが手段ですので小・中学生が主だったんですけども、最近では高校生を対象に、脱炭素のアクションを高校生が自分たちで考えるというワークショップを年間を通じてやっていまして、これは参加者も非常に多くなっていますし、高校生というのはやっぱり打てば結構響く方もいるんだなということが分かっています。

それから大学生も、今静岡大学、県立大学、常葉大学、東海大学に環境関係のサークルがありまして、こことのお付き合いを少しずつ広げることにしています。具体的には、静岡鉄道さんがやっていらっしゃる「デコ活しづおか」という環境イベントにその大学の皆さんのが参加して、ブースを使っていろんな環境に関するPRをしてくださったりしています。あるいは委員おっしゃいました町内会についても、地球温暖化防止活動推進員さんが地元の町内会に出かけていって、

そこで温暖化の講義をするというような活動も始まっています。

ですので、世代間の断絶が生まれないように、各世代間を満遍なくやっていくことが非常に重要なと思っておりますので、これをさらに充実していきたいと考えています。

以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。

クマの話などがあったので、自然保護課長、お願ひします。

(自然保護課長) ツキノワグマ並びにヒグマの話題が、もう毎日のようにテレビで報道されて、相当ショッキングな状況かなと思っております。私自身も、議員からも毎日のように聞かれ、環境審議会などでも話題になるということで、今年度は何かクマの話しかしていないなみたいなところもあるぐらい、やっぱり今年は非常にクマの対策が必要かなと思っています。

静岡県においては、今東北ですか北海道、長野で出ているような人身被害というものは、幸いですけれどもまだ出でていないという状況で、ここ数年人身被害はありません。ただ、目撃情報というのは、令和5年度にも同じように話題になったときがありまして、それ以降かなり多くなっておりまして、今年度でいいまますと、4月から今までの間に100件以上の目撃があります。令和5年度に増えてきたんですけども、令和4年度以前でいうと年間20件とか30件というレベルだったものですから、やっぱり4倍、5倍というような目撃情報が寄せられています。

ただ、これについては、錯誤といいますか、山でがさがさ動くものがあれば、犬とかイノシシでも「クマなんじゃないか」という情報も含めてなものですから、一概に本当にクマが出るのが増えたのかというと分からんんですが、そうは言っても皆さんの意識も高まり、実際今年度については、山にクマの餌になる木の実が全然なっていないという状況です。私たちが山に行っても目に見えて餌がない。これが全国的な状況でありますと、やっぱり山に食べるものがないと人里に下りてきてしまうということで、静岡県の最近の情報でいうと、富士宮市なんかで割と出没の情報が出ていまして、ニュースにもなりました。人里で山に近い地域には柿の木なんかが植わっています。それを人間が取って食べればいいんですけど、お年を召されている方が多くなっている状況で、なかなか柿の実も取られ

ないということで、非常にいい餌がそこにぶら下がっているというような状況がありますので、最近クマが若干増えているというか、行動圏が広がっているという状況はあると思います。

本県については、昨年初めて生息頭数の調査をしました。大体県内で500頭ぐらいのクマがいると。これが多いか少ないかというところなんですが、初めてやったものですから、過去から比べてどうだったというところは分からんのですけれども、ほかの動物、シカとかに比べると、シカは何万頭という単位でいるものですから、決して多くはありませんが、やっぱり行動圏が広がっているのかなということで、本県においても、今まで保護という方向で対策を取ってきましたけれども、今後はある程度捕獲なんかも含めた管理もしていくかなきやいけないなというふうに認識をしておりますので、そのための計画策定の方法を環境審議会にも報告して進めているような状況でございます。

今回その記載がこれに漏れていたということで、これって白書全部でしたっけ？今抜粋で載せてる？

（環境政策課長）抜粋です。

（自然保護課長）抜粋ですよね。全体の計画の進捗の白書の中にはそういったようなものも多分載せたような気もするんですけど、ちょっと今日のトピックとしては漏れていたかもしれません、分かりやすいように載せていいかと思います。ありがとうございます。

（部会長）ありがとうございます。この質問に關しまして、書面以外で補足で何かご説明がある方はいらっしゃいますか。

（建設政策課主幹兼総括主査）失礼いたします。建設政策課でございます。

先ほど流域治水についてのご発言もいただきました。ご存じの方も大勢いらっしゃるかと思いますけれども、流域治水につきましては、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえまして、これまでも行なってきました堤防の整備などのハード対策の加速化だけでなく、まちづくりとの連携といったところで、河川管理者の国や県、市町のみならず、地域の住民の皆様、関係者が協働して水災害対策を行なっていくということで、集水域から氾濫域にわたる広い流域に關わるあらゆる関係者で一体として取り組んでいくという治水対策の考え方でございます。

環境基本計画のほうには流域治水関係の記載等は現状あまりないかと思うんですけれども、また今後、環境部局と相談させていただきながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(部会長) ありがとうございます。ほかに何か御質問は。

(委員) よろしいですか。

(部会長) お願いします。

(委員) 今の話に關係する部分だと思うんですが、若者世代の割合の調査の仕方が、ご説明のほうで何とか調査とおっしゃられたと思うんですけど、ちょっと聞き取れなかったんですが、これは具体的にどういう調査で、何名を対象にしたのかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

(環境政策課長) 出典でございますが、県政世論調査というものがございまして、これは県民の皆様の中から世論調査に回答していただく方をピックアップいたしまして、回答いただいたものを集計したものでございます。

母数については、すみません。ちょっと手元に資料がなくて何人かは分かりませんが、相当数の人数がいるはずで、かつ世代もばらして全体の傾向が取れるようモニターを選出しておりますので、全体の傾向としては正しいかなというふうに捉えております。

(委員) その中で、30歳以下の方で「環境保全活動を実践している」と回答された人が77.7%ということなんですね。

(環境政策課長) はい、そのとおりでございます。

(委員) 母数をどうするかということもすごく大きいと思うんですけれども、そもそも県政世論調査を知っているか知っていないか。これはものすごく大きいことだと思うんですけど、そこにアクセスした人しか回答できないわけですよね。

(環境政策課長) そうですね。

(委員) だから、いろんな方にアンケートを取ったわけじゃないですよね。

(環境政策課長) はい。

(委員) そうすると、そもそも知らない人もいっぱいいるんじゃないかと思うんですよ。そのところをもう少し改善していかないと、このアンケートの数字に意味があるのかないのかという話になってしまふと思います。

(環境政策課長) 委員、すみません。今数字をいただきました。3,000人です。N

=3,000です。

(委員) そのうち30代以下が3,000人ですか。

(環境政策課長) 全体の調査対象者が3,000人ですね。

(委員) 30代以下は分からんんですね。

(環境政策課長) ええ、その数字までは。大変申し訳ございません。

(委員) そこが気になるところで。その人たちの77.7%はやっていると。そういう人はやっているわけですね。

これは3年間で僅か0.3%しか上がっていませんけど、これを10%に上げようと思うと10年かかるてしまうと。単純な計算をするとですね。ということは、もっと広報の仕方というか、PRの仕方を変えない限りは伝わっていかないんじゃないかなという気がします。

そもそも県政世論調査なるもの自体が、実は私、申し訳ございません。分かりませんでしたので。そもそもそれを知らないということで、知っている人しか回答しないわけですよね。だから、それで知っている人の中ではパーセントは大きいんですけど、もしかすると多くの人はそれも知らないので、もっとパーセントは低いんじゃないかなという気がしてならないんですけど、その調査の仕方はやはりもうちょっと工夫されたほうがいいのかなと思います。場合によっては、小学校、中学校、高校にアンケートを依頼して、それを回収するということをやらないと、本当の意味での県民の様子が分からんじやないかなという気がしたものですから、ぜひご配慮をいただければと思います。

(環境政策課長) ありがとうございます。

この世論調査ですけれども、実は基準年が2021年になっていると思うんですが、この前3年、つまり2018年から2020年までの3年間のときの平均の数値を取ってみると70.6%だったんです。なので、この後の取組によりまして、今が77.7%だと思いますので7%ほど上昇はしておりますので、決して減っているわけではないんですけども、まだまだ全然足りないなというふうに思います。

世論調査の件につきましては、確かに委員おっしゃるとおりでございまして、そういう問題はあろうかと思います。ただ、「県民だより」等にも調査の結果が載ったりもしていますので、全体としては周知に努めているところでございますけれども、よりいい方法に努めていきたいと思います。ありがとうございます。

（委員）すみません。この名称が「ふじのくに環境ラボ」という名称なんですか
れども、「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」のほうとの連携というのは特
にはないんでしょうか。

（環境政策課長）すみません。今のところそれはやっておりませんので、今後検
討させていただきたいと思います。

（部会長）ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。ではお願
いします。

（委員）先ほどの若者世代の環境保全活動の件で、もう少し掘り下げて伺いたい
んですけども、私も小学校、中学校、高校、大学生まで環境教育と一緒にやっ
ているんですけども、私も実はもう少し割合は低いんじゃないかと肌感覚で感
じております。こちらの調査の「実践している環境保全活動」というのは具体
的にどういった項目が含まれているか。例えば、ごみの分別をしたらもうそれが
実践になるのかとか、SNSで発信までしているとか、そういういろいろな項目が
あるのかなとは想像するんですけども、具体的に幾つか教えていただけますで
しょうか。

それと、ちょっと別の案件になりますけども、廃棄物の削減についてなん
ですけども、これをより一層ということなんですが、たしか県内の自治体さんも、
廃棄物の捨て方がいろいろ違っていたように記憶しています。例えば、プラスチ
ックを燃えるごみと扱うか、細かいものまで洗って分けるかとか、そういったと
ころで捨て方がいろいろあった記憶があるんですけども、自治体に対してどの
ようにアプローチをして、同じように全体として削減していくというのを伝えて
いくかという計画があれば教えていただきたいと思います。

あともう1点が、ご質問というより意見なんですかけども、さっきのクマの問
題です。これは職場でも話が出たりするんですけども、点と点だけ考えると、
やっぱりクマが人間を襲うので「クマが悪い」で終わってしまうんですけども、
その原因として、過疎化により緩衝地帯が減っていたりとか、気候変動で木の実
が減っていたりとかがあると思うので、保護でも捕獲でもなく発信という意味
で、今ちょうどいろいろ記事に上がっているからこそ、それと一緒に環境問題を
発信するという取組がもう少しあってもいいかなと考えています。

以上です。

（部会長）ありがとうございます。3点いただいたかと思いますが、まず順に、環境政策課長から。

（環境政策課長）先ほどの県民の環境意識に関する聞き方のお話ですけれども、設問に幾つか例示をしておりまして、具体的に申し上げますと、環境への配慮の例として、「節電、節水、家庭ごみの分別、マイバッグの持参、エコドライブ、低燃費車や省エネ家電への切り替え、清掃活動への参加、緑化などについて取組をしていますか」という聞き方で聞いておりますので、これに該当すれば「実践している」という回答があったものと認識しています。

以上でございます。

（部会長）ありがとうございます。続きまして、廃棄物リサイクル課長。

（廃棄物リサイクル課長）廃棄物の関係で、多分この話は、主に一般廃棄物というか、市町でやられるものに対する県の役割というか、そういう観点かと思いますけれども、まず1つは、県しては、例えば、いわゆる家庭から出るごみは一般廃棄物に関する法律上の処理責任は市区町村にあるというふうに位置づけられていて、我々はそれをサポートしていくという立場になるんですけれども、委員おっしゃるように、皆さんお住まいの市や町で収集の仕方が多分全然違うかなと。例えば、ある市ではプラスチックなんかも燃やせるごみと一緒に入れていいよというところもあれば、細かく分別して出してくださいというところもあります。

それは、先ほど言いましたように、一般廃棄物、家庭ごみの収集とか処理というのは、市町にとって一丁目一番地といいますか、一番基礎的な業務の1つで、ふだんは毎週回収してくれているので問題になりませんけど、災害とか何かで収集が滞ると一気に大問題になるという性質のもので、静岡県でいうと、それぞれの市町で対応しているんですけども、やっぱりそれぞれお持ちの焼却炉の能力ですか、それからプラスチックの回収の能力とかといったものにどうしても差があったり、あるいは最新の機械を入れているところと旧型の機械しかないところで対応が異なってきているというのが正直現状のところです。

我々としては、人口減少でそういう施設なんかの維持管理も今高騰化して大変なので、広域化といいまして、ある程度の市町で共同でごみの収集ですか処理をやっていただくように広域化計画というのを定めて、ちょっと長期的な話に

はなるんですけれども、単独の市や町では処理できないようなごみを共同で処理していきましょうというふうに誘導していくということもやっております。

あと、例としてプラスチックの話が出ましたけど、今プラスチックの回収も、多分いわゆる「プラ」マークのついているものというのは大体分別して回収されていると思うんですけど、いわゆるプラ製品ですね。例えばハンガーですとか歯ブラシとか、プラスチックでできているんだけれども「プラ」マークがついていないので、今それを皆さんのお住まいの市や町でどのように回収しているかというのは多分ばらばらだと思うんですよね。そういうものも、将来的には全部資源化する方向で今国が法律をつくって、各市町で計画を立てて、将来的には全て分別収集して再資源化していくというのがゴールとしては理想型なんんですけど、やっぱりそれに取り組む市や町の財力ですとかマンパワーですとかに違いがありますので、先へ進んでいる市や町もあれば、なかなかそこが進まない、これからというところもあります。

こういったところも、うちのほうは目標を一応定めて、最終的なゴールとしては、全部の市や町で、例えばプラスチックごみも、「プラ」マークのものだけじゃなくて、プラスチックでできたものを全て分別して回収できるような体制にしていきましょうという方向では動いていますけれども、やっぱりお金が絡んだりすることなので、なかなか歩みは遅いですけれども、引き続きやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

（部会長）ありがとうございます。3点目は自然保護に関わることですので、自然保護課長、お願いします。

（自然保護課長）クマをはじめとした野生動物対策なんですけれども、動物が悪いというわけじゃなくて、先ほどご説明しましたように、クマに関しては頭数も非常に少なくて、地域によってはもう絶滅していると言われているところもある一方で、東北なんかでは今年こういう騒ぎになっているという状況なものですから、あながち捕獲だけして管理をすればいいというわけではないというところはございます。

やはり人間側にも問題がございまして、山と接している地域においてクマが出やすくなっているというのは、管理がされなくなってやぶが増えたりすると、そ

こでクマが隠れてしまう場所をつくっているですか、餌となるごみの処理の仕方といいますか。ごみというのは、やっぱりクマにとって非常に食べやすいもので、それが簡単に放置してあるというような状況ですと、クマを寄せているようなものだという状況もございまして、人間側の対策というのも非常に重要になってまいります。

また、クマと出会ったときの対応の仕方というのも県民の皆さんに分かっていただいたほうがいいかなということで、その辺については県のホームページなんかでも情報提供はしている状況です。

もう1点、やはり中山間地域をはじめとした過疎地域も含めて、そこで生活する人たち、特に子供たちもいるものですから、子供の頃から、「クマとか野生動物がいるんだよ」といったことを、教育の中で、環境教育というような形で知つていってもらうと。決して怖いだけのものではないというか、怖いことは怖いということも分かってもらいたいし、どういうことを自分たちがやっていけばいいのかということを子供の時代から分かっていただくというような取組も必要かなと考えております、その辺も今後情報発信の1つとしてやっていければいいなというふうに考えております。

以上です。

(委員) ありがとうございます。

(部会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(部会長) ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

(委員) 説明されなかった部分の質問もよろしいんですか。

(部会長) どうぞ。

(委員) 資料1-1の20ページ、21ページの数字なんですけど、これに対しては文章も何もなくて、この表があるだけなんですが、例えば20ページの「良好な生活環境の確保」というところの2番目ですけれども、「地下水位の観測箇所数」。これが目標に対してはいっていないという話なんですけれども、このいっていない理由がなぜなのかなというのが分からなくてですね。予算的な問題なのか、それとも実施する場所がなかなか難しいのかというのが、まず1つちょっとお伺いしたいことでした。

それからもう1つは、21ページの（4）の「自然共生社会の構築」の8番目ですかね。「自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数」。これは「実施回数」と書いてあるんですけども、回数が多い、少ないよりも、参加した人がどのぐらいいるかのほうが重要なんじゃないかなという気がするものですから、もし参加人数がお分かりだったら教えていただきたいなと思います。この2点です。

（部会長）はい、ありがとうございます。それでは、水資源課長お願いします。

（水資源課長）「地下水位の観測箇所数」なんですかね。今現状値で146か所ほどございます。これが少しずつ上がっていくような目標を立てているわけなんですね。けれども、当時そういう目標は立てたんですが、現実として、委員おっしゃっていただいたように、新たに調査箇所をつくっていくというのは予算もかかるものですから、なかなかそこまで必要性が見いだせなかつたというのが現状でございます。今の状況では、現状の調査箇所数を維持していくというぐらいで何とか今後も継続していきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

（委員）すみません。ちょっと追加といいますか、これは地下水位の観測なので地盤沈下とは直接は関係ないんですよね。

（水資源課長）はい。

（委員）単純に地下水の水位が上がっているか下がっているかという調査をしているということですね。

（水資源課長）はい、そうです。

（委員）ありがとうございます。

（部会長）後半の内容に関しては、環境ふれあい課からお願いします。

（環境ふれあい課長）「自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数」なんですかね。静岡県内には9か所の自然ふれあい施設がございます。その中で、大きなところですと浜松市の県立森林公園がございますし、あと静岡市駿河区の谷田に「遊木の森」というところがございます。それから、富士山静岡空港の近くに「榛原ふるさとの森」ということで、それらの施設で主に自然体験プログラムを提供していて、回数を結構皆様やっていたみたいですが、残念ながら180回が目標のところ178回ということで、少し足りないような状況でござ

います。

そこでの参加人数なんですが、全て足し込んだ数字を今手元に持っていないものですから、またそこは提供させていただきたいと思います。

(委員) 必ずしも回数が多いのがいいかといったらそうではなくて、やっぱり参加した人が納得してくれるといいますか、それを自分のものにしていただいたほうが効果的なのかなと思ったものですから、今後もぜひご検討いただければと思います。

(環境ふれあい課長) ありがとうございます。

(部会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員) はい、ありがとうございます。

(部会長) ほかに何かございますでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、これで「『第4次静岡県環境基本計画』の進捗状況について」の審議を終えたいと思います。本日のご意見を参考に、県でさらなる取組の推進を図っていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、「令和7年版環境白書（トピックス）」について、報告を行ないたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

(3) 報告事項：令和7年版環境白書（トピックス）の取組について 事務局より資料に基づき説明を行った。

(環境政策課長) それでは、資料2-2の38ページをご覧いただきたいと思います。こちらのPowerPointの資料になりますけれども、報告事項、「令和7年版環境白書（トピックス）の取組」について、ご説明をさせていただきます。

毎年、前年度の取組等をまとめました「環境白書」という30ページほどの冊子を発行させていただいておりまして、その冒頭部分に、カラーページで前年度の県や県内市町の主な取組を掲載してございます。資料2-1が今年の12月に発行する予定で作成しているトピックスのページになりますけれども、本日は、その

うちから各分野ごとに幾つかをピックアップいたしました、資料2－2のPowerPointを用いてご説明させていただきます。

まず初めに「脱炭素社会の構築」でございます。

県内中小企業の脱炭素経営への転換という共通の目的の下に、県内の全13金融機関、それから県と商工団体、大学などの多様な主体で構成いたします「しづおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム」を昨年の5月31日に設立いたしました。この取組は、最近金融機関さんが、取引先の脱炭素への対応の遅れというのが将来金融機関のリスクになるということで、取引先の企業に対して脱炭素の取組を非常に加速させているという現状がございますので、県と金融機関が連携して取り組みましょうということでコンソーシアムを結成したものでございます。

このコンソーシアムでは、県内に13金融機関で680の支店があるわけなんですが、その各支店で最低2～3名程度の行員さんに脱炭素の専門人材になってもらう必要があるということで、環境省の「脱炭素アドバイザー」という資格がありますけれども、その資格を取っていただくことを支援したりしています。昨年は13金融機関で全体で637人もの合格者が出たということで、大分金融機関さんも本気になっているという感じがしています。

今年度は、サプライチェーンに着目をいたしまして、大手企業さんと連携いたしまして、意欲のある傘下のサプライヤーさんに対しまして、県と金融機関、それから環境資源協会さんが集中支援を行うというようなモデル事業も展開しているところであります。

続きまして、39ページのほうになりますけれども、ペロブスカイト太陽電池に関する取組についてでございます。

ペロブスカイト太陽電池につきましては、軽量で曲げられて、様々なものに設置できるということでございまして、従来は、屋根などの太陽光パネルの重さに耐えられるところしか設置ができなかつたんですけども、このペロブスカイトであれば、ビルの壁面ですとか、そういった今まで設置が難しかつたところにも設置ができるということで、再生エネルギーの大きなゲームチェンジャーとして期待をされているところでございます。

県では、フィルム型とガラス型の2種類のペロブスカイト太陽電池を県有施設

に設置いたしました。その耐久性を検証するという実証事業を令和6年度から開始いたしました。さらに、関連産業の育成のために、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池に特化した官民連携の部会を新設いたしました。新技術に関する情報共有や県内企業等のビジネスマッチングの場を提供したりしているところでございます。

続きまして、39ページの下段ですけれども、「循環型社会の構築」についての取組であります。

県が運用する、ごみ拾い投稿アプリの「ピリカ」というものがございますけれども、この不法投棄の通報機能を活用いたしました。昨年の8月から新たな通報ツールとしての運用を開始いたしました。これは、スマホからいつでもコメントと共に写真ですとか位置情報等を入力して通報ができるということもありまして、電話やメールによる通報と比べて、簡単でかつ気軽に通報することができるようになりました。県としても、場所の特定が非常に容易になるものですから、より迅速に対応することができるということで、非常に有用なアプリになってございます。

このSNSのピリカを通して、多くの県民の方の協力によって監視の目を一層強化していきまして、不法投棄の未然防止や早期発見につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、40ページの上段でございますけれども、「食のアップサイクル」に関する取組であります。

未利用食材、いわゆる食品ロスでございますけれども、この供給企業と活用企業をマッチングさせまして、食のアップサイクルの取組を通じました。企業の収益改善ですとか環境負荷低減の両立を目指しまして、静岡県産業振興財団ウェルネス・フーズ産業支援センターに「食のアップサイクル相談窓口」を新たに設置いたしました。未利用食材を活用した新商品の開発ですとか販路開拓等を支援したところでございます。

引き続き、アップサイクル製品の開発支援や情報発信等の強化を通じまして、県内における食のアップサイクル推進の機運向上を図ると同時に、持続可能な社会環境の実現に向けた取組を加速させてまいります。

続きまして、同じく40ページの下段でございますけれども、「良好な生活環境

の確保」についてであります。

令和4年に施行されました静岡県水循環保全条例に基づきまして、関連する施策を効果的に推進するための流域水循環計画の策定を、県内を8圏域に分けて進めているところでございます。

昨年は、都田川水系、それから梅田川水系の県内流域を対象といたしました浜名湖圏域流域水循環計画を策定いたしました。計画の策定は、県や国や関係市で構成する浜名湖圏域流域水循環協議会におきまして協議を行いましたほか、県の環境審議会や関係団体からも意見を頂戴いたしまして進めてまいったところでございます。

今後は、同協議会を中心といたしまして、計画に位置づけられた施策を連携して推進していくとともに、他の圏域についても順次流域水循環計画の策定を進めてまいります。

続きまして、41ページの上段をご覧ください。

「良好な生活環境の確保」のうち、不適切盛土の監視についてでございます。

県では、不適切な盛土造成の抑止や早期発見、あるいは適切な指導を行うために、「盛り土110番」という通報窓口の設置や、職員による巡回等の監視体制を整えてございます。

また、山間地等の広範囲でかつ人目につきにくい箇所につきましては、新たに衛星画像を活用することで監視体制を強化することといたしました。昨年度は、県内3,500km²の山間地の衛星画像から不適切な盛土等の有無を監視いたしまして、監視結果につきましては市町等の関係機関に情報提供いたしまして、連携して巡回を実施しているところでございます。今後も、衛星画像を活用しながら不適切な盛土の監視を継続してまいります。

続いて、41ページの下段でございますけれども、「ふじさんネットワーク」25周年記念の取組でございます。

富士山の環境保全に取り組んでおります「ふじさんネットワーク」が設立から25周年を迎えたことを記念いたしまして、昨年の10月13日に富士市のロゼシアターでシンポジウムを開催いたしました。シンポジウムでは、富士宮市在住の俳優で歌手の工藤夕貴さんによる、富士山に対する思いが詰まりました基調講演や、あるいは県内で長年ご活躍されているタレントの久保ひとみさん、あるいは増澤

武弘会長との鼎談を通して、これからどのように富士山を守って次世代へつないでいくのか、その方法についてディスカッションを行いました。これからも、日本が世界に誇る富士山を大切にし、貴重な動植物や自然環境を保全いたしまして持続可能なものとするための活動を展開してまいります。

続きまして、42ページの上段をご覧ください。

南アルプスに関する取組であります。

南アルプスがユネスコエコパークに登録されてから10周年になりましたことから、10周年を記念いたしまして、今年の3月8日から9日にかけまして、静岡県とその関連団体が主催するオムニバス形式のシンポジウム「南アルプスの人々の暮らしと自然を次の世代に」を開催いたしました。

また、昨年7月20日から11月10日にかけまして、ふじのくに地球環境史ミュージアムが「山とともに生きる—南アルプスの麓、井川地区の今—」と題しました企画展と「白旗史朗南アルプス写真展」を開催したところでございます。

シンポジウムでは、まず「南アルプスを未来につなぐ会」の山極壽一会長が、地域の魅力を生かす未来の取組についてディスカッションを行いました。

続けて、「南アルプスデジタル写真・動画コンクール」の表彰式、それから山岳写真家の西田省三氏による記念講演会、さらに南アルプス学会によります研究助成者らの成果発表が行なわれました。

最後に、ふじのくに地球環境史ミュージアムの国際シンポジウム「次世代に残したいユネスコエコパーク」を行いまして、今後の期待や展望などが活発に議論されたところでございます。

それから次に、その下段ですけれども、「環境と調和した社会の基盤づくり」についてであります。

環境SDGsビジネスの推進支援の取組の紹介でございますけれども、環境ビジネスのさらなる普及拡大に向けまして、県内の中小企業等を対象として、この環境ビジネスの立ち上げ方を短期集中で学ぶ「SDGsスタートアップ講座」を昨年度に開講いたしました。この講座は、社内で環境ビジネスや環境プロジェクトなどを立ち上げる方法を解説する基礎講座と、SDGsに精通する実務家の全面的なサポートの下、この環境ビジネスを具体的に設計する実践講座の2部構成により構成をしてございます。

昨年も、この講座によりまして、あるいはその後の対面ワークショップ等を通じまして、多くの独創的なアイデアが生まれたところであります。今後も、こうした県内の事業者によります環境ビジネスの取組の促進を図っていきたいと考えています。

最後に、43ページをご覧ください。

脱炭素アクションアプリ「クルポ」の取組についてであります。

これは、地球温暖化防止につながる行動を行うとポイントがたまりまして、抽選で商品が当たる、温暖化対策アプリ「クルポ」を展開しておりますけれども、これを一步進めまして、地域の企業さんや市町と連携した取組を新たにスタートしたところであります。

企業との連携では、昨年度、この「クルポ」を活用して従業員の脱炭素行動を推進する事業者等を認証する「脱炭素ライフスタイル実践事業者認証制度」というものを創設いたしました。具体的に言いますと、社内で20人以上かつ20%がこの「クルポ」を使って脱炭素アクションに取り組んでいただいているところには、知事名による認証書を発行する制度でございます。

また、市町におきましては、浜松市、それから御殿場市、牧之原市が、この「クルポ」の商品に地域通貨を追加するという取組を進めてくださいまして、「クルポ」を地域活性化に活用する取組も進んでいるところでございます。

今後も、持続可能な社会を目指しまして、様々な主体と連携しながら、この「クルポ」の普及を図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(部会長) ありがとうございます。

ただいま、「令和7年版環境白書（トピックス）」について報告がございました。委員の皆様からのご意見、ご質問等を伺いたいと思います。ご意見はございますでしょうか。お願いします。

(委員) 1点教えていただければと思います。

「ピリカ」のアプリなんんですけど、すごく通報しやすいというんですかね。いいなと思ったんですけど、これは静岡県だけなんでしょうか。

(廃棄物リサイクル課長) 全国で2県と聞いております。

(委員) 今、県だとどのぐらいダウンロードされているのかもし分かれば。

(部会長) 廃棄物リサイクル課長、お願ひします。

(廃棄物リサイクル課長) ダウンロード数は私も知りたかったんですけれども、ちょっとそこまでは。そのアプリを提供している会社のほうは、当然携帯なので所在地とかとはリンクしていないのですから分からないんですけど、ただ世界にあるアプリなので、何千万とかそういう単位とは聞いております。

そこにも書いてございますけど、もともとが通報アプリではなくて、ごみ拾いアプリで、皆さんも、例えばごみ拾いのイベントがあったらそういうのを載せて、「私も参加したよ」とか「私がごみ拾いしたよ」というのを投稿するのが本来の目的で、ほとんどその目的で使われていて、そのオプションとしてこの通報制度があるので、そういうごみ拾いをしている団体さんがそれぞれ自分の活動を報告し合うようなアプリを使って不法投棄の報告もしてもらっているということです。

参考までに申し上げますと、昨年8月から導入いたしまして1年ほど経つんですけども、今まではやっぱり電話とか電子メール等が多くなったんですけども、単純な割合としては、全体の110番通報の34%ぐらいが「ピリカ」で報告していただいているという状況でございます。

以上です。

(委員) ありがとうございます。

(部会長) ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。お願ひします。

(委員) これはどこの「環境白書」かというのが分からなくて、そういうことでお願ひしたら、富士山、南アルプス、それから浜名湖を入れていただいたと。非常にありがたいなと思っています。

もう1つ頑張っていただいて、静岡県ですと駿河湾が重要なので、みんなで寄ってたかって知恵を出して、駿河湾を入れてもらえるとうれしいんですけども。よろしくお願ひいたします。提案です。

(部会長) では、環境政策課長。

(環境政策課長) 毎年委員からそういった強いご意見をいただきまして、今年もいろいろ探したんですけど、残念ながら駿河湾だけが今年どうしてもトピックスがありませんでした。

ただ今後、先ほど流域水循環計画の話もありましたけれども、駿河湾に関する計画もできてくると思いますし、いろんな施策の中で駿河湾というのは密接に関連しておりますので、トピックスがあった年には優先的に駿河湾を入れたいと思います。

(委員) よろしくお願ひします。

(部会長) ありがとうございます。ほかに。

よろしくお願ひします。

(委員) よろしいでしょうか。

(部会長) お願ひします。

(委員) 39ページの「脱炭素社会の構築」のところで、ペロブスカイトのフィルム型、ガラス型の2種類を県の施設に設置されたということなんですねけれども、具体的にはどちらに置かれたんでしょうか。

(エネルギー政策課長) 実際には清水港の港湾施設でございまして、上屋という港湾の倉庫みたいなものにつけているのと、あとマリンビルの中に清水港管理局がございまして、そこの会議室の窓に、このガラス型を設置しているという状況でございます。

(委員) これは耐久性を検証すると書かれているんですけども、販売する会社、積水化学だと、既にもう耐久性の試験はやられているのかなと思うんですが、むしろ効率といいますか、実際に県の施設として何パーセント節電できたとか、そこまではやられないんでしょうか。

(エネルギー政策課長) まだ正直、積水化学さんとかも、ものは作っているんですけど、耐久性とかそういうのは全然ないし、そもそも建物にどういう形で設置するかという工法自体も確立されていないという中で、「こういうつけ方をすればこれだけ耐えられる」とか、あとは清水港でやっていますので、塩害という意味で、塩の影響みたいなところも含めてちょっと調査をしたいみたいのがあって場所が選ばれてということで。今、国を挙げてペロブスカイトに対してはすごく期待感を出しているんですが、現場からすると正直まだいろいろと検証しているというのが実態でございます。

(委員) はい、分かりました。ありがとうございます。

(部会長) ほかに何かございますでしょうか。

(委員) よろしいですか。

(部会長) お願いします。

(委員) 40ページのアップサイクルについて、既に何か成果が出ているんでしょうか。

(産業政策課長) 今ここに写真があるとおり、酒かすを活用したチーズケーキ、今年度で申しますと、規格外のトウモロコシを使って健康茶の開発や、干し芋の端材を活用したスイーツなど、何件か事例がございます。

以上でございます。

(委員) ありがとうございました。

(部会長) ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

(委員) もう1つ。

(部会長) どうぞどうぞ。構いません。続けて。

(委員) すみません。環境で、富士山。今年は入山料を取ったりして、それからマナーとか何かの教育も受けた上で登っていくとかというのがあったんですけど、その結果というか、どうでしたでしょうか。

(部会長) これは、富士山・南アルプス保全室長から。

(富士山・南アルプス保全室長) 入山規制につきましては、富士山世界遺産課で実施しておりますが、お話を聞いていますと、入山規制ですけれども、まずは事前学習、それと入山料を4,000円いただくという形になっています。それによって、弾丸登山が減ったですか、遭難件数が大幅に減ったということは成果として出ています。

また、私たちの部局ではごみの減量もしていますが、こちらはどうしても印象になってしまふんですけども、ごみについては登山道沿いも減ったというように関係者からは聞いております。ただ、これが完全になくなつたわけではないので、引き続きごみの投げ捨て防止などを呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

(委員) ありがとうございました。

(部会長) ほかに何かご意見がある方、挙手をお願いします。

それでは、意見も出尽くしたようですので、これで「令和7年版環境白書（ト

ピックス）」についての報告を終了したいと思います。

以上で本日予定しておりました議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。

どうぞ。

（委員）ちょっと前のほうに戻るんですけど、分からぬことで教えていただきたいんですけど、26ページの「循環型社会の構築」のところの「一般廃棄物排出量」というこの量は、これは燃やせるごみ全てですか。

（廃棄物リサイクル課長）いわゆる法律上一般廃棄物とされているものの排出量になりますので、家庭から出るものだけではなくて、事業者が出す一般廃棄物等も含まれている形になります。

以上です。

（委員）本当に今私たち、もう分別がすごいですよね。私は富士市なんんですけど、燃えるごみとか缶とか、プラスチックもトレーとかちょっと分けて店舗のほうに出したりとか、それを全部まとめた量ですか。この1人807gというのは、どの廃棄物なのか。全部だとすごいですね。もう缶からぼろから何からというと。

（部会長）廃棄物リサイクル課長、お願いします。

（廃棄物リサイクル課長）ご指摘のとおり、全てでございます。いわゆる我々が家庭から出すものも、先ほど申しましたけど事業者が出すものも、廃棄物というのは産業廃棄物と一般廃棄物にまず分類されていまして、産業廃棄物以外は全て一般廃棄物になりますので、家庭系のものとか、事業者が出すものでも一般廃棄物に定義されているものは一般廃棄物として処理しています。

ただ、これ、全部ですかということなんですかと、基本的には、例えば直接焼却。いわゆる燃えるごみとして市町が収集したもの。それから市町の粗大ごみの処理施設とか、ごみ堆肥化施設ですかと、基本的にはそういういろいろなところから集めてきたもの全てになります。それらの排出量で、その全体のものを人口で割った形の資料になっております。

以上です。

（委員）新聞とか段ボールとか、ああいうものも全部入ったものですか。

（廃棄物リサイクル課長）そうですね。私も全てを集計したわけじゃないのであれなんですけど、これは国の集計なものですから、集計方法として漏れていなけ

ればそういうものも入っているはずです。

(委員) リサイクルできるものはリサイクルに行ったりして、その残った何も使えないものが最終の処分量ということになるんですか。1人35gは。

(廃棄物リサイクル課長) そうですね。いわゆるリサイクルに回ったり、いろいろ。ただ、焼却すれば灰になって減りますので、そういうふうにして最終的にどうしようもなく最終処分場へ行ってしまうものの1人当たりの合計ということですね。

(委員) すみません。ありがとうございました。

(部会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(部会長) どうもありがとうございます。

(委員) 1個だけいいですか。

(部会長) では、お願いします。

(委員) 「良好な生活環境の確保」のところなんんですけど、13ページの「今後の課題」のところで水道施設のことが挙がっていて、この上のほうの表にはないんですが、20ページを見ていただくと、(3)の「良好な生活環境の確保」の5個目の「浄化槽法定検査受検率」のパーセントが、一応低い値なので「目標値以上」なんですが、前のほうの13ページの「今後の課題」を見ると、今水道施設の老朽化がすごく大きな問題になっていて、それで例えば伊豆地域なんかは下水をやめて合併浄化槽に替えたりとかで、これも多分どんどん進んでいくんですよね。

たしか令和4年に生活排水処理計画が見直されていて、広域化ということが言われていたけど、能登の地震のときに、広域化のためになかなか水道が復旧しなかったりとかということで、合併浄化槽のほうがまた見直されたりという形で、全国的にも下水道を管理するには人口的にも経済的にも難しいからというふうに変わってきているので、ここの「課題」のところには「浄化槽の管理状況を確認する法定検査の受検率が低水準であり、啓発活動等により、維持管理の適正化を促進することが必要」というふうに明確に書かれているんですが、実際の受検率は、目標値が低いので「目標値以上」なんですよね。何ていうか、計画の中でもこれをすごく重要と考えるのであれば、目標値がこれでいいのかというのもあるし、課題の立て方としてこれでいいのかというのも、何かここを読むのと、

こっちの値と、どうしてもしつくりきませんでした。お願いします。教えてください。

(部会長) 生活環境課長からお願いします。

(生活環境課長) まず、本県は全国的に見ても浄化槽の設置基数というのが非常に多い県になります。

この法定検査の受検率が低い原因についてなんですかけれども、実は浄化槽法が初めて法としてできたのが昭和60年です。この昭和60年の時点で県内には大体約38万基の浄化槽があったと思うんですけど、そもそも浄化槽法ができた時点での「法定検査の受検が必要だ」という周知がなかなか多分行き渡っていなかったのが1点。

それから、私ども県が、法定検査未受検の方に「受けてくださいね」という勧告ですとか命令ですとか、そういった行政としてやれる権限が法令で与えられたのは、実は平成18年になります。それまで行政としても、法定検査未受検の方に命令等をする権限がそもそもなかったんですね。そうした中で、合併浄化槽が世の中に出てきて、合併浄化槽のほうに関しては受検率の数値も単独と比較すると高いというのが事実でありますし、単独の浄化槽の受検率が非常に低いところがあります。

今、取組として、私どものほうから、法定検査の受検が確認できない方々に、いわゆるダイレクトメールという形で、「あなたの管理する浄化槽は法定検査の受検が確認できていないので、ぜひ受検をしてください」というような個別の勧誘を今やっておりまして、なかなか基数が多いものですから1回で全部というわけにはいかないんですけれども、地区別に、市町の方のご協力とともにいただきながらそういう取組をやっている中で、全国と比較すると改善率というのは全国平均よりも高い数字で、改善の傾向はずっと続いております。ですので、また次回、来年度の見直しに当たっては、これまでの改善率の状況ですとかを見据えながら、次の目標というのは県として設定していかなければいけないんだろうなというふうに考えております。

以上でございます。

(委員) ご努力はすごくよく分かります。市町が管理しているものを県がまたサポートしているということだと思うので。ありがとうございました。

(部会長) ありがとうございます。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

改めまして、様々なご意見をいただきました。県でさらなる取組の推進を図つていかれると思っております。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。